

一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四百四条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革をいう。次条において同じ。）により確保される財源を活用して、補助するものとする。

（基礎年金拠出金に対する国の補助の割合の引上げのための措置）

第二条の三 国は、特定年度の前年

度が平成二十四年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十三年度以前の年度を除く。）の各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する金額を、税制の抜本的な改革（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四百四条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革をいう。）により確保される財源を活用

（基礎年金拠出金に対する国の補助の割合の引上げのための措置）

第二条の四 国は、特定年度の前年

度が平成二十四年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十三年度以前の年度を除く。）の各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について附則第二条の二前段の規定の例により算定して得た差額に相当する金額を、税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して補助するよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

（基礎年金拠出金に対する国の補助の割合の引上げのための措置）

第二条の三 国は、特定年度の前年

度が平成二十四年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十三年度以前の年度を除く。）の各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する金額を、税制の抜本的な改革（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四百四条の規定に従って行われる税制の抜本的な改革をいう。）により確保される財源を活用

（基礎年金拠出金に対する国の補助の割合の引上げのための措置）

第二条の三 国は、特定年度の前年

度が平成二十三年度以後の年度である場合において、当該特定年度の前年度まで（平成二十二年度以前の年度を除く。）の各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について前条前段の規定の例により算定して得た差額に相当する金額を補助するよう、臨時の法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

して補助するよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

して補助するよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。